

秋田市通所型介護予防事業業務委託 仕様書

第 1 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

第 2 業務内容

1 介護予防プログラムの実施

受託事業者は、次に掲げる介護予防プログラムを実施すること。

- (1) 資料 1 「運動器の機能向上プログラムに関する基準」に基づく運動器の機能向上プログラム
- (2) 資料 2 「栄養改善プログラムに関する基準」に基づく栄養改善プログラム
- (3) 資料 3 「口腔機能向上プログラムに関する基準」に基づく口腔機能向上プログラム
- (4) 前各号に掲げるプログラムを複数組み合わせ合わせた複合プログラム

2 1 以外のプログラムの実施

受託事業者は、前項に定める介護予防プログラムのほか、膝痛・腰痛対策のためのプログラム、閉じこもり予防・支援プログラム、認知機能低下予防・支援プログラムおよびうつ予防・支援プログラムについて、利用者の状態に合わせて実施することができる。

3 事業終了後のフォローアップ指導

受託事業者は、秋田市通所型介護予防事業運営要綱（平成 19 年 3 月 30 日秋田市長決裁。以下「運営要綱」という。）第 6 条各項に規定するコースを終了した利用者（以下「事業終了者」という。）に対し、事業終了後のセルフケアの定着を目的としたフォローアップ指導を実施することができる。

第 3 業務上の条件

1 前条の 1 および 2 を実施する条件は、以下のとおりとする。

(1) 実施場所

運営要綱第 4 条によること。

ただし、実施場所の面積については、利用者 1 人あたり 3 平方メートル以上とすること。

(2) 実施時間および実施方式

1 回あたりの実施時間は概ね 2 時間から 3 時間程度とし、利用者の状況に応じて過度の負担とならないよう、適宜調整すること。

実施方式は集団指導方式（複数の利用者を対象に実施する方法）又は個別指導方式（1 人の利用者を対象に実施する方法）とすること。

集団指導方式の場合は、利用者ごとに個別に指導する時間を設けること。

(3) 各プログラムの標準的な期間および回数

利用者の心身の状況に応じて単独又は複数プログラムを組み合わせ実施すること。

プログラムには、利用者のセルフマネジメント能力向上をはかり、事業終了後も利用者が自ら介護予防への取り組みを継続できるよう、現状の課題や目標についての指導を月 1 回程度実施すること。

なお、集団指導方式の場合は、事業の開催日を指定するものとし、個別指導方式の場合は、利用者および地域包括支援センターと相談のうえ、実施日を決定すること。

ア 運動器の機能向上プログラム 1 コース 3 か月間（週 1 回、全 12 回）

イ 栄養改善プログラム 1 コース 3 か月間（月 2 回、全 6 回）

ウ 口腔機能の向上プログラム 1 コース 3 か月間（月 2 回、全 6 回）

エ 複合プログラム 1 コース 3 か月間（運動器の機能向上プログラム週 1 回ならびに栄養改善プログラムおよび口腔機能の向上プログラム月 2 回）

(4) 利用人数

この事業の 1 回当たりの利用人数は、10 名程度とする。ただし、事業の効果的な実施が期待できる場合又は地域の実情等によ

り市長が必要と認める場合は、この限りではない。

また、集団指導方式の場合、利用者の都合によって1会場につき利用申込者が少数となることもあるが、可能な限りプログラムを実施すること。

(5) 従事者の資格

受託事業者は、この事業を安全かつ効果的に実施するため、市長が適当と認める場合を除き、介護予防プログラムの種類に応じ、次に掲げる者で、かつ、介護予防に関する知識を有する者を従事させること。

ア 運動器の機能向上プログラム

医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、もしくは経験のある介護職員等

イ 栄養改善プログラム

管理栄養士（事前および事後のアセスメントおよび栄養相談のみ）

ウ 口腔機能の向上プログラム

専門的知識と技術を兼ね備えた歯科衛生士、保健師、看護職員、言語聴覚士等

(6) 安全管理

ア 受託事業者は、事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備するとともに、以下の事項について定期的に確認を行うこと。

(ア) 利用対象者の要件

(イ) 転倒予防対策を含めた運動を行う際の留意点の遵守

(ウ) 安全管理マニュアルの内容

(エ) 損害賠償への対応

イ 運動器の機能向上プログラムの実施に当たっては、看護職員等の医療従事者を配置し、又は医療機関等との連携を密にする等、有事に際して速やかに対応できる体制を整えておくこと。

ウ 栄養改善プログラムの実施に当たり試食、調理等を行う場合

は、管理栄養士等は安全・衛生管理も併せて行うこととする。

(7) 送迎

運営要綱第 10 条によること。

(8) 業務計画の提出

契約締結後、本事業の業務計画を作成し、速やかに提出すること。

(9) 業務計画の変更

委託業務を実施するうえで業務計画の内容に変更が生じたときは、秋田市と協議し、その指示に従うこと。

(10) 事業実績報告書等

ア 受託事業者は、介護予防プログラムを実施した月ごとに、通所型介護予防事業実績報告書および通所型介護予防事業実績報告明細書を、当該月の翌月 14 日（3 月分については同月末日）まで提出すること。

イ 委託業務の完了について、委託業務の終了した翌日以降、30 日以内に当該年度の委託業務の実績について、通所型介護予防事業年間実績報告書により、報告すること。

(11) 調査等

運営要綱第 19 条によること。

(12) 遵守事項

ア 受託事業者は、国の地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知の別紙）ほかの介護保険法等関係法令および運営要綱を遵守し、秋田市からこの事業に関する指示を受けた場合はこれに従うこと。

イ 受託事業者は、この事業について広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとはならないよう留意すること。

ウ 受託事業者は、介護予防サービス・支援計画等を作成した地域包括支援センターと密接に連携して業務を実施し、1 コース修了後は評価表を速やかに当該地域包括支援センターへ提出すること。

エ 受託事業者は、利用者に対し、コース修了後に市の追跡調査

があることを伝えること。

オ 本事業と訪問型介護予防事業を組み合わせる実施する利用者について、受託事業者は、訪問型介護予防事業で確認した課題や利用者の状態をふまえて、プログラムの見直しを行うこと。

カ 受託事業者は、対象者自身による改善方法の習得とそれらの方法を生活に定着させ、サービス終了後は個々の生きがいの実現、役割の再構築および、地域の通いの場等への参加に結びつくよう配慮すること。なお、従前相当への移行を前提とした事業実施や利用者への支援とならないようにすること。

2 前条の3を実施する条件は、以下のとおりとする。

(1) 実施場所

事業終了者の自宅又は適切に実施できると認められる場所とすること。

(2) 実施時間、期間および回数

実施時間は概ね30分程度とし、実施期間および回数は事業終了日の翌日から起算して30日から90日までの間で1回とすること。

(3) 安全管理

前項(6)アと同様とすること。

第4 委託料および利用者負担

受託事業者は、別表に掲げる利用料を利用者から徴すること。ただし、生活保護法における被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている利用者については、利用料は課さないものとし、秋田市が支払うものとする。

委託料および利用料の他に材料費（栄養改善プログラムの調理実習等）、医薬材料費（口腔機能向上プログラム等）等の実費が必要な場合については、事前に秋田市へ連絡をした上で、利用者から徴収できるものとする。

別表

	基準単価 (1回につき)	利用料 (1回につき)
プログラム1種類	4,900円	230円
複合プログラム	5,600円	260円
フォローアップ加算	1,500円	0円